お茶の水女子大学におけるコンプライアンス推進体制のイメージ（R5.10時点）

役員会（監事による確認）

【推進会議】→【役員会】
全学的なコンプライアンス教育・研修の実施計画・実施状況等を報告

コンプライアンス推進における最高責任者（学長）

※「コンプライアンス」
本学の役職員が法令その他学内規則を遵守することをいう。
（コンプライアンスの推進に関する規程第２条）

コンプライアンス推進会議

コンプライアンス総括責任者【議長】（総務を担当する副学長）

【会議の主な役割】
1）コンプライアンス推進に係る基本方針の策定
2）コンプライアンス遵守の実施状況に関する事項の審議
（コンプライアンス教育・研修に関する全学的体制確立）
3）コンプライアンス推進に関する啓発の実施

研究を担当する副学長	産学連携を担当する副学長	副学長（事務総括）	附属学校部長
監査室長	人事労務課長	研究・産学連携課長	その他学長が指名する者

【推進責任者】→【総括責任者】
各部局のコンプライアンス教育・研修の実施計画・実施状況を報告

【総括責任者】→【推進責任者】
コンプライアンス教育・研修の実施状況を踏まえた指示・措置

コンプライアンス推進責任者（各部局の長） 各部局でコンプライアンス遵守に向けた取組を推進

- 「服務・倫理」
- 「人権の尊重・差別解消」
- 「労働安全衛生・環境管理」
- 「情報セキュリティ」
- 「個人情報保護」
- 「研究倫理・公的研究費等の管理・その他研究活動」
- 「その他コンプライアンス」